

静岡市南アルプスユネスコエコパーク地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、南アルプスユネスコエコパークの静岡市域において、域外に居住していた者の知識及び技能を活用し、南アルプスユネスコエコパークのPR及び誘客促進、地域振興に資する事業の支援等の活動を委嘱することにより地域活性化を図り、もって地域の持続可能な発展に資するため、南アルプスユネスコエコパーク地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を設置するものとし、その職務その他の活動条件に関しては、この要綱の定めるところによる。

(委嘱)

第2条 隊員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長が選任し、委嘱する。

- (1) 満22歳以上の者であること。
- (2) この条の規定による委嘱を受けてから第4条各号に規定する活動を行うまでの間に、市内に転入することができること。
- (3) 別表に規定する地域（井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川又は清沢をいう。）に転入をしようとする場合にあつては、次に掲げる要件を満たす住所地から転入をするものであること。
 - ア 当該住所地が存する市町村について、国が定める特別交付税措置に係る地域要件確認表（以下「地域要件確認表」という。）の地域要件区分欄に定める区分（以下「地域要件区分」という。）が、3大都市圏内全部条件不利地域又は3大都市圏外全部条件不利地域でないこと。
 - イ 当該住所地が存する市町村について、地域要件区分が、3大都市圏内一部条件不利地域、3大都市圏内指定都市、3大都市圏外一部条件不利地域又は3大都市圏外指定都市であるときは、当該住所地が地域要件確認表に定める条件不利地域でないこと。
- (4) 前号に規定する地域以外の地域に転入をしようとする場合にあつては、次に掲げる要件を満たす住所地から転入をするものであること。
 - ア 当該住所地が存する市町村について、地域要件区分が、3大都市圏外都市地域、3大都市圏内全部条件不利地域、3大都市圏外全部条件不利地域又は3大都市圏外一部条件不利地域でないこと。
 - イ 当該住所地が存する市町村について、地域要件区分が、3大都市圏内一部条件不利地域、3大都市圏内指定都市又は3大都市圏外指定都市であるときは、当該住所地が地域要件確認表に定める条件不利地域でないこと。

(5) 心身が健康であり、南アルプスユネスコエコパークの振興に意欲を有すること。

(6) 次条に規定する任期が満了した後においても、本市に定住する意思があること。

(7) 普通自動車を運転することができる免許を現に受けていること。

2 隊員の選任は、公募の方法によるものとし、その募集の方法、選考の手続等は、別に定める。

(任期)

第3条 隊員の任期は、1年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度として隊員の任期を更新することができる。

(職務等)

第4条 隊員の活動は、次に掲げるものとする。

(1) 南アルプスユネスコエコパークの保全と利活用に関する活動

(2) 南アルプスユネスコエコパークの推進における関係団体との連携、調整等に関する活動

(3) 井川地域への誘客を図るイベント等の企画及び運営活動

(4) 井川地域の住民等が行う地域振興に資する事業の支援に関する活動

(5) 本市への移住の促進に関する活動

(6) SNS等を活用した南アルプスユネスコエコパークの魅力等を発信する活動

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化を図るため市長が必要があると認める活動

(活動計画及び報告)

第5条 隊員は、毎月、当該月の翌月に行う活動の計画を記載した活動予定表(様式第1号)を作成し、当該月の20日までに市長に提出しなければならない。

2 隊員は、活動を行った日ごとに、当該活動の概要その他市長が指示する事項を記載した活動日報(様式第2号)を作成しなければならない。

3 隊員は、毎月、当該月の活動をした日及び時間を記載した活動月報(様式第3号)を作成し、当該月に作成した活動日報と併せて、当該月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、隊員に対し、臨時に活動日報の提出を求めることができる。

(活動時間)

第6条 隊員の活動時間は、おおむね週32時間30分とし、第4条に規定する職務等を遂行するために必要な時間とする。

(報償金)

第7条 市長は、隊員に対して、報償金として月額291,000円を支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 隊員の委嘱の趣旨を自覚し、誠実かつ公正に活動を行うこと。
- (2) 活動を行うに当たっては、この要綱及び関係法令（静岡市の条例及び規則を含む。）を遵守すること。
- (3) 活動を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その任期が満了した後も、同様とする。

(解嘱)

第9条 隊員は、任期の中途において自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに辞任届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、30日前までに当該隊員に通知した上で解嘱することができる。

- (1) 活動の状態が良好でないとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 隊員の活動に関する事業の実施上、委嘱を継続する必要がなくなったとき。

3 市長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、直ちに隊員を解嘱することができる。

- (1) 活動の状態が良好でなく、活動の実施を怠ったとき。
- (2) 隊員としてふさわしくないと市長が認める非行のあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、隊員としての適性を欠くと市長が特に認めるとき。

(庶務)

第10条 隊員に関する庶務は、環境局環境共生課が処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区名	地域	地域に含まれる町名
葵区	井川	口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内
	梅ヶ島	入島及び梅ヶ島
	大河内	相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡及び有東木
	玉川	中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢及び大沢
	大川	坂ノ上、枋沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
	清沢	赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣及び杉尾

様式第1号（第5条関係）

活動予定表（ 年 月分）

隊員氏名 _____

週	活動内容	目標

備考 活動内容及び目標は、可能な限り具体的に記載してください。

様式第2号（第5条関係）

活動日報

隊員氏名 _____

活動年月日	年 月 日
活動時間	時 分から 時 分まで
活動内容	
特記事項	

備考 活動内容は、可能な限り具体的に記載してください。

様式第4号（第9条関係）

辞任届

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

届出者

氏名

南アルプスユネスコエコパーク地域おこし協力隊員を辞任したいので、静岡市南アルプスユネスコエコパーク地域おこし協力隊員設置要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

辞任希望年月日	年 月 日
辞任理由	